

## 生徒総会細則

### 第1条

会則第13条,第14条,第15条,第16条をふまえ,付則1により生徒総会の細則を定める。

### 第2条

生徒総会は会則第13条,第14条,第15条に規定する通りの会期,議決条件,請求条件とする。

### 第3条

生徒総会は次の事項を議決し,承認する。

- (1) 生徒会行事の経過報告,および行事計画
- (2) 生徒会の決算報告および予算案
- (3) 会則の改正および細則の改正
- (4) 本部役員の任免に関する事項
- (5) 部の新設などに関する事項
- (6) 会則第14条,第15条に規定する臨時の議事
- (7) その他,生徒会に関する重要事項

### 第4条

生徒総会は全生徒(会員)をもって構成し,生徒会顧問の出席により成立する。ただし,2月以降3月末日までの期間に総会が開かれる場合は,3年生はこれを加えないものとする。

### 第5条

生徒総会は顧問教師の指導のもとに,本部役員会および生徒議会の役員が中心となって運営する。

### 第6条

総会の議長および副議長は第5条に規定するもの以外の会員から選出し,記録は本部役員の書記がこれにあたるものとする。

### 第7条

議題の提案は原則として,生徒会長および生徒議会の議長,またはその委任を受けたものが行い,本細則第3条の(4),(6),(7)項の事項については,選挙管理委員長や各提案者が適宜行うものとする。

### 付則

1. この細則は昭和51年4月6日より施行する。

2. この細則の改正は生徒議会および生徒総会の承認を得なければならない。

平成 13 年 11 月一部改正

平成 23 年 11 月一部改正